



空中散布の安全と 新たな雑草防疫対策への期待

公益財団法人日本植物調節剤研究協会 評議員
一般社団法人農林水産航空協会 会長
福盛田 共義

航空防除は、病虫害や雑草防除の過酷な労働作業からの解放、効率的な防除に大きく寄与してきた。昭和30年代に有人ヘリによる航空防除がはじまり、約30年後の平成2年に無人ヘリによる防除が実用化し、さらに約30年たった平成27年頃からマルチローター（いわゆる「ドローン」）による防除が登場してきた。今やマルチはスマート農業の補助事業のメニューとして必ず登場し、購入費用が軽減され普及が進んでいる。農業散布用マルチの普及の鍵の一つとして除草剤散布への需要がある。某ドローンメーカーの担当から「日本では、液剤散布装置だけでなく必ず粒剤散布装置が装着できることを求められる。これは除草剤散布への需要が大きい日本特有の事情だ。」と聞いた。無人航空機用農業の登録状況を見ると除草剤が多い。スポット散布への期待もある。さらに、豆つぶタイプ、FG剤など少量自己拡散型の除草剤の開発も進んでいる。雑草管理の中で、無人航空機の利用が進むことが期待される。

一方で、事故の多発が懸念される。令和4年に改正航空法により事故報告が義務化されたが、5年度(5.4.1～6.3.31)の国交省への事故報告67件中51件(約76%)が農業散布関連であった。ドローンの空撮、測量、点検等の分野の業界からは、農業散布ではなぜこんなに事故が多いのか、と問われる。令和6年の防除シーズン前には、国交省や、当協会・無人ヘリメーカーが事故防止のチラシを作成し呼びかけた。また、緑の安全推進協会、CLJ(旧農業工業会)と当協会が一緒になって安全運航のチェックブックを作成した。令和6年12月の公表を見ると、4月から10月までの間の事故報告68件のうち農業散布関連が53件(約78%)と減少していない。マルチの件数が24件から34件へと増加している。事故のほとんどが架線や建物等との接触破損、墜落等だが、農水省の公表によると、以前から除草剤等農業散布時の飛散による農作物への影響の事故報告がある。毎年「農業危害防止運動」でも、「周知・指導が行き届きにくい農業使用者」として、マルチの操縦者への農業適正使用の普及啓発が課題としてあげられている。

航空法と農業取締法の正しい知識と、散布飛行の訓練、飛行事故・農業事故防止の知識の習得が重要であると、国交省も、農水省も行政指導でうたっている。当協会も、国家ライセンス取得者向けに農業散布特別教習のコースを設けている。しかし、現行制度では、農業散布の教習・訓練を受講しなくても飛行の許可・承認を取得できる。ここは、空中散布の実施主体であるJA、農業共済組合、農業生産法人等の方々に、防除を受託する操縦者が農業散布の教習・訓練を積んでいるかの確認と、人手不足で難しいかもしれないが散布作業の現場の確認をお願いしたい。我々も、「信頼される空中散布」を目指して事故防止の啓発に努めていきたい。

話題は変わって、令和4年に植物防疫法が改正され、有害植物に「草」が規定された。平成30年の農業取締法改正でも一足早く「草」が防除対象として規定された。画期的な改正だと思う。以前の有害植物の定義では、高等植物は「寄生植物」だけであった。いわゆる雑草は、牧野富太郎博士が「雑草という名の草はない。」と言われたように、法令上の防除・検疫対象として種ごとに有害性を評価・指定することが難しかったものと思われる。植物防疫法改正に至る検討会の議事概要をみると、主に、輸入穀物に混入してくる侵入雑草種子の取り締まりの必要性が議論されたようだ。輸入検疫では、検疫対象として国内未発生等の立証方法、輸入検査では雑草種子の侵入を許さない措置・検査の方法、国内検疫では、侵入警戒体制の構築、緊急防除では防除区域の設定方法、移動制限と根絶防除の方法、そして国内防除ではIPMを駆使した総合防除の指導方法、等々課題が多い。長年対応できてこなかったテーマであり、リスク評価、リスク管理に苦労されると思う。実効に期待する。令和6年8月8日に、福島県病害虫防除所から特定外来生物であるナガエツルノゲイトウの特殊報(雑草で初)が発表された際には驚くと同時に、県が抱く危機感、防除への決意・意欲が感じられた。